

第43号様式(6) (第29条関係)

納税証明書交付申請書
(競争入札参加資格審査申請用)

富山県総合県税事務所長 殿

年 月 日

【代理人記入欄】
 代理人の方のみ記入してください。
 住所
 氏名
 生年月日
 電話番号
 納税者との関係
 ※代理人の方が請求される場合は、委任状
 が必要な場合があります。

住所(所在地)	
(フリガナ) 氏名又は法人名 及び代表者氏名	
生年月日	
電話番号	

※未納の税額がないことの証明については、
 他の証明書類にて対応させていただく場合
 がございますのでご了承ください。
 ※特に、郵送で請求される場合は、未納の税
 額がないことの証明の対応の可否、手数料
 の金額及び支払方法等について、請求前に
 担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請しま
す。

記

証明書の 種類	□納税証明 (都道府県)	□納税証明 (市区町村)	□未納の税額が ない証明 (都道府県・市区町村)	□滞納処分を受け たことがない証 明 (都道府県・市区町村)
証明を受けようとする税目 (該当する項目に レ印を記入してく ださい。)	<input type="checkbox"/> 法人道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税及び 特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> (東京23区) 固 定資産税・都市 計画税 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 個人市町村民税 及び個人道府県 民税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都 市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> その他 ()		
証明を受けようとする 地方税等の年度	自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日	自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日		

割額	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			
	差引徴収均等割額	⑱-⑰			
徴収県民税額	⑭+⑱	⑲			
利子割額	利子割額(控除されるべき額)	㉔			
	控除した金額	㉕			
	④-⑤-⑥-⑦-⑧と②のうち最大の額				
	控除することができなかつた金額	㉕-㉔			
	既に還付を請求した利子割額	㉖			
計算	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉖-㉔	⑬		

均等割額	算定期間において事務所等を有していた月数	⑮			月
	円× /12	⑯	兆	十億	百万
割額	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			
	差引徴収均等割額	⑱-⑰			
徴収県民税額	⑭+⑱	⑲			
利子割額	利子割額(控除されるべき額)	㉔			
	控除した金額	㉕			
	④-⑤-⑥-⑦-⑧と②のうち最大の額				
	控除することができなかつた金額	㉕-㉔			
	既に還付を請求した利子割額	㉖			
計算	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉖-㉔	⑬		

十億	百万	千	円	法人事業税	⑮	十億	百万	千	円
				法人県民税	⑯				
				特別法人事業税及び地方法人納税	⑰				

を

兆	十億	百万	千	円	法人事業税	⑮	兆	十億	百万	千	円
					法人県民税	⑯					
					特別法人事業税及び地方法人納税	⑰					

に改め、同

様式備考2中「1」を「2」に改め、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考に1として次のように加える。

- 不足税額については、申告納付すべきであつた納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年

7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。

第62号様式を第62号様式(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第62号様式(2) (第40条関係)

年 月 日

所在地
法人名
代表者氏名 様

富山県総合県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり 年 月 日からの事業年度に対する課税標準及び税額
年 月 日まで 加算金額

更正
を決定しましたから通知します。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、 年 月 日としま
すのでそれまでに納付してください。

この更正・決定により徴収する金額	法人事業税額	特別法人事業税額	申告書提出期限	年 月 日	資本金の額又は出資金の額	千円
	法人事業税加算金額	特別法人事業税加算金額	申告書提出年月日	年 月 日	資本金の額及び資本準備金の額の合算額	千円
	法人県民税額	合計	管理番号		期末資本金等の額	千円

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税				法 人 県 民 税			
摘 要	課 税 標 準	税 率	税 額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			
第 1 号 掲 げ る 業 務 の 第 1 項 業 務	所得金額総額 ⑱	兆 十 億 百 万 千 円		課税標準額 ②			
	年 400万円以下の金額 ⑲			課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ③			
	年 400万円を超え年 800万円以下の金額 ⑳			法人税割額 (③× /100) ④			
	年 800万円を超える金額 ㉑			道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑤			
	計 ⑲+⑳+㉑ ㉒			外国の法人税等の額の控除額 ⑦			
	税額税率不適用法人の金額 ㉓			仮装整理に基づく法人税割額の控除額 ⑧			
	付加価値額総額 ㉔			差引法人税割額 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ ⑨			
	付加価値額 ㉕			既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑩			
	資本金等の額総額 ㉖			差引徴収法人税割額 ⑨-⑩-⑪ ⑫			
	資本金等の額 ㉗			均 算 定 期 間 中 に お いて 事 務 所 等 を 有 し て い た 月 数 ⑬			
	収入金額総額 ㉘			円× /12 ⑭			
	収入金額 ㉙			既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑮			
	所得金額総額 ㉚			徴収県民税額 ⑫+⑯ ⑰			
	所得金額 ㉛						
	付加価値額総額 ㉜			特 別 法 人 事 業 税			
	付加価値額 ㉝			摘 要	課 税 標 準	税 率	税 額
	資本金等の額総額 ㉞			㉚又は㉛に係る金額 ⑱	兆 十 億 百 万 千 円		兆 十 億 百 万 千 円
資本金等の額 ㉟			㉜に係る金額 ㉙				
収入金額総額 ㊱			㉚に係る金額 ㉛				
収入金額 ㊲			税 額			税 額	
			合計特別法人事業税額 ㉚+㉛+㉜	兆 十 億 百 万 千 円		仮装整理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉟	

合計事業税額 (22又は23) + 25 + 27 + 28 + 31 + 33 + 35 + 37 ③⑧		既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ④	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ⑤													
事業税の特定寄附金税額控除額 ③⑨		差引徴収特別法人事業税額 ⑤① ④ - ③ - ④⑨ - ⑤①														
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ④⑩		歳出還付税額 ⑤② 仮装経理に基づく過大申告の更正及び租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除														
既に納付の確定した当期分の事業税額 ④①		法人事業税 ⑤⑥	法人事業税 ⑤⑧	兆	十億	百万	千	円								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④②		法人県民税 ⑤⑦	法人県民税 ⑤⑨	兆	十億	百万	千	円								
差引徴収事業税額 ③⑧ - ③⑨ - ④⑩ - ④① - ④② ④③			特別法人事業税 ⑥⑩													
法人事業税・特別法人事業税に対する加算金額																
摘要		基礎とする事業税額	基礎とする特別法人事業税額	基礎とする税額合計 ア+イ=ウ (端数計算)	率	加算金額			うち事業税を基礎とする加算金額 エー (エ×イ/ウ) (端数計算)							
		ア	イ	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円			
過少申告加算金	不足税額分															
	超える額分															
小計		兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
不申告加算金	不足税額分															
	超える額分															
小計		兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
重加算金																
				徴収加算金合計 ⑤②+⑤③+⑤④	⑤⑤											
更正又は決定の理由																

備考

1 不足税額については、申告納付すべきであつた納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間

の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。

- 2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 3 2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式付表を削る。

第67号様式(1)中「領収証書  期分」を「領収証書  年度 期分」に、

「

納付者氏名
納税番号

」を「

納付者氏名
納付番号
納税者番号

」に、

「富山県総合県税事務所 」を「富山県総合県税事務所」に改める。

第67号様式(2)中「期分(随時分)」を「年度 期分(随時分)」に、

「

納付者氏名
納税番号

」を「

納付者氏名
納付番号
納税者番号

」に、

「富山県総合県税事務所 」を「富山県総合県税事務所」に改める。

第79号様式(2)備考3、第79号様式(8)備考3及び第80号様式(2)備考3中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第49条及び第47号様式の4の改正規定、第62号様式付表を削る改正規定並びに第67号様式(1)、第67号様式(2)、第79号様式(2)、第79号様式(8)及び第80号様式(2)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税務課)